



厚生労働省

山口労働局

Press Release

厚生労働省山口労働局発表
令和3年8月23日(月)

担
当

厚生労働省山口労働局労働基準部賃金室
室長 藤村 恵
室長補佐 大塚 智
電話 083-995-0372

報道関係者各位

山口県最低賃金を「857円」に引き上げます

— 発効日は、令和3年10月1日から —

山口労働局長（むらい かんや村井 完也）は、山口地方最低賃金審議会（会長 はましま きよし濱島 清史）からの答申を受け、山口県の地域別最低賃金（山口県最低賃金）を1時間857円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

引き上げられた山口県最低賃金の効力発生は、令和3年10月1日からとなります。

山口県最低賃金は、山口県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む。）に適用されるとともに、使用者は、この金額よりも低い賃金で労働者を使用することはできません。

（別紙）

- ・最低賃金について
- ・山口県最低賃金の改正状況（過去10年間）
- ・近隣県の令和3年度地域別最低賃金の答申状況

1 最低賃金について

(1) 山口県最低賃金の改正については、本年6月28日に山口労働局長から山口地方最低賃金審議会に対して諮問を行った。

同審議会は審議の結果、8月5日に現行の1時間829円を28円引き上げて857円に改正することが適当である旨の答申を行った。

これを受けて山口労働局長は、答申内容の公示等の手続を経て、山口県最低賃金を1時間857円とする決定を行い、本日官報公示を行った。

(2) 山口労働局では、今後、1時間857円に引き上げた山口県最低賃金の周知及び監督指導等による履行確保に努めることとしている。

2 山口県最低賃金の改正状況(過去10年間)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
引上額	6円	11円	14円	16円	22円
時間額	690円	701円	715円	731円	753円
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
引上額	24円	25円	27円	0円	28円(※)
時間額	777円	802円	829円	829円	857円

(※) 現行の山口県最低賃金(1時間829円)に対する引上げ額28円は、最低賃金額が時間額で決まるようになった平成14年度以降、最大の引上げ(引上げ率 約3.4%)になります。

3 近隣県の令和3年度地域別最低賃金の答申状況

県名	時間額(引上額)	発効日
鳥取	821円(29円)	10月6日
島根	824円(32円)	10月2日
岡山	862円(28円)	10月2日
広島	899円(28円)	10月1日
福岡	870円(28円)	10月1日